足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等が宿泊サービスの事業の提供をする場合の人員、設備及び運営に関する基準

（目的）

第１条　この基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生省令３４号。以下「省令」という。）第４４条第３項及び第４項の規定に基づき、足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等において、当該事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に、事業者又は事業所が遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに当該宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　宿泊サービス　介護保険法（平成９年法律１２３号。以下「法」という。）第８条第１７項に規定する認知症対応型通所介護又は第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定認知症対応型通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定認知症対応型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定認知症対応型通所介護事業所等及び法第８条７項に規定する通所介護の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービスとして提供することをいう。

（２）　宿泊サービス事業者　宿泊サービスを提供する者をいう。

（３）　宿泊サービス事業所　宿泊サービスを提供する事業所をいう。

（４）　利用者　当該指定認知症対応型通所介護事業所等及び法第８条７項に規定する通

所介護を利用している者であって、当該指定認知症対応型通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

（宿泊サービスの提供）

第３条　宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、若しくはその家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供する。

２　宿泊サービス事業者は、前項の趣旨に鑑み、緊急かつ短期的な利用に限って、宿泊サ

ービスを提供するものとする。

３　前２項の規定に加え、宿泊サービス事業者は、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービスへの変更を含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討するものとする。

　（宿泊サービス事業者の責務）

第４条　宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に

立った宿泊サービスの提供に努めるものとする。

２　宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行うものとする。

３　宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供するものとする。

４　宿泊サービス事業者は、前項の居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けについて、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員により、利用者の心身の状況、家族の状況及び他の介護保険サービスの利用状況を勘案した適切なアセスメントがあらかじめ行われた上で、実施するものとする。

５　宿泊サービス事業者は、当該サービスの提供に際し、利用者の状況や当該サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うものとする。

６　宿泊サービス事業者は、当該サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号)その他の法令等を遵守するものとする。

（従業者の員数及び資格）

第５条　宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師または准看護師をいう。）を常時１人以上確保すること。

（２）　宿泊サービス従業者のうち介護職員については、可能な限り、介護福祉士の資格を有する者又は実務者研修若しくは介護職員初任者研修を修了した者であること。

（３）　前号の規定に加え、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

（４）　食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。

（５）　緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

（責任者）

第６条　宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、当該サービスの提供に関する責任者を定めるものとする。

（利用定員）

第７条　宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定認知症対応型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の２分の１以下かつ９人以下で、かつ、第８条第２項第１号の基準を満たす範囲とする。

（設備及び備品等）

第８条　宿泊サービス事業所は、宿泊室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定認知症対応型通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理するものとする。

２　前項に規定する宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　宿泊室

ア　宿泊室の定員は、１室あたり１人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとすること。

イ　宿泊室の床面積は、１室あたり７．４３平方メートル以上とすること。

ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、１室あたり４人以下とすること。

エ　個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。

オ　個室及び個室以外の宿泊室への宿泊について、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

（２）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。

３　宿泊サービス事業所は、当該指定認知所対応型通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定認知症対応型通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用するものとする。

　（内容及び手続の説明並びに同意）

第９条　宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１８条に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（宿泊サービス提供の記録）

第１０条　宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

（宿泊サービスの取扱方針）

第１１条　宿泊サービス事業者は、利用者が法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うものとする。

２　宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

３　宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

４　宿泊サービス事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急かつやむを得ない理由を記録するものとする。

５　宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（宿泊サービス計画の作成）

第１２条　宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね４日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定認知症対応型通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、宿泊サービス事業者は、当該サービスの利用が４日未満であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供するものとする。

３　宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図るものとする。

４　宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付するものとする。

　（介護の提供）

第１３条　宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護の提供を行うものとする。

２　宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

３　宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替

えるものとする。

４　宿泊サービス事業者は、前各号に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

（食事の提供）

第１４条　宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

２　宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

（健康への配慮）

第１５条　宿泊サービス事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供するものとする。

（相談及び援助）

第１６条　宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（緊急時等の対応）

第１７条　宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（運営規程）

第１８条　宿泊サービス事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくものとする。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. サービス提供日及びサービス提供時間
4. 利用定員
5. 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
6. 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
7. 緊急時等における対応方法
8. 非常災害対策

（９）　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１９条　宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

２　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（定員の遵守）

第２０条　宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。

（非常災害対策）

第２１条　宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

　（衛生管理等）

第２２条　宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症の発生又はまん延の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（掲示）

第２３条　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持等）

第２４条　宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

２　宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

３　宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

（広告）

第２５条　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスを提供する事業所について広告をする場合においては、次に掲げる内容について、留意するものとする。

（１）　広告の内容を虚偽又は誇大なものとしないこと。

（２）　介護保険サービスとは別のサービスであることを明記すること。

（苦情処理）

第２６条　宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情（以下「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　宿泊サービス事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

（事故発生時の対応）

第２７条　宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、足立区、当該利用者の家族及び当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　宿泊サービス事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（宿泊サービスを提供する場合の届出）

第２８条　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスの提供開始前に、別添様式、付表その他別に定める書類により足立区長（以下「区長」という。）に届け出るものとする。

２　宿泊サービス事業者は、前項の規定により届け出た内容（以下「届出内容」という。）について、法第１１５条の３５に基づき、東京都知事に報告するものとする。

３　宿泊サービス事業者は、届出内容に変更があった場合は、別添様式及び別に定める書類に基づき、変更の事由が生じてから１０日以内に区長へ届け出るものとする。

４　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別添様式により、その休止又は廃止の１月前までに区長へ届け出るものとする。

５　区長は、宿泊サービス事業者が第４条第６項に規定する責務を果たせるよう、必要に応じて区関係所管及び東京消防庁関係所管に対し、前各項に係る届出等の内容について情報提供を行うものとする。

６　区長は第１項から第３項までに係る届出内容について、介護サービス情報の公表によるほか、必要に応じて別途公表できるものとする。

（調査への協力等）

第２９条　宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（記録の整備）

第３０条　宿泊サービス事業者は、従業者、設備及び備品に関する諸記録を整備しておくものとする。

２　宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関して、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

（１）　第１０条に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録

（２）　第１１条第４項に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（３）　第１２条に定める宿泊サービス計画

（４）　第２６条第２項に定める苦情の内容等の記録

（５）　第２７条第２項に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（委任）

第３１条　この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則（２７足福介発第１６３３号　平成２７年８月３１日　福祉部長決定）

この基準は、平成２７年９月１日から施行する。